

令和 7 年度建設副産物実態調査

登録要領（神奈川県版）

1. 対象工事

令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間）に完成した公共工事を対象に実施します。したがって、令和 6 年度以前に着工した工事であっても、令和 7 年度に完成した工事は対象になります。また、令和 7 年度に着工した工事であっても、繰越により令和 8 年度以降に完成する工事は含みません。**記入する数量は、原則として着工から完成までの全工期中の量を対象**とします。

※例外事項：複数年度にまたがる債務負担工事の取扱いについて

契約金額は、当該年度の**年割り額**を発注者に確認のうえ記入し、工事内容については**当該年度分**の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量等のみ記入することとします。

●契約金額100万円以上（税込）の全ての工事を対象とします。

●調査対象となる建設資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い工事は提出不要です。

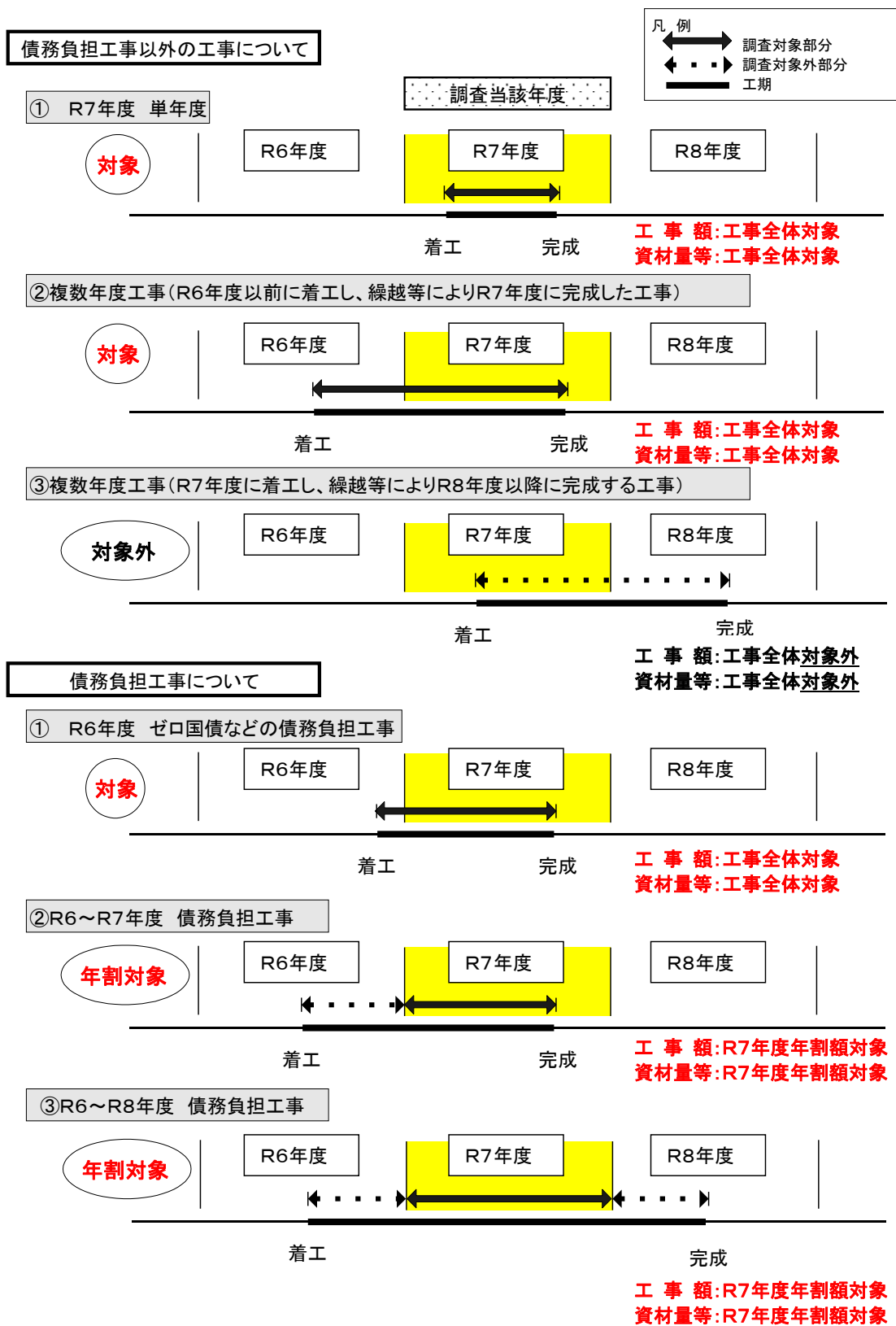


図 調査対象工事の年度の考え方

2. 調査対象品目

本調査の対象となる、具体的な品目は以下のとおりです。

表1 調査対象品目

搬入する建設資材	搬出する建設副産物
・土砂 ・コンクリート ・木材 ・アスファルト・コンクリート ・碎石 など	・コンクリート塊（がれき類） ・アスファルト・コンクリート塊（がれき類） ・建設発生木材A（木くず） （柱・ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの） ・建設発生木材B（木くず） （立木、除根材などが廃棄物となったもの） ・建設汚泥 ・金属くず ・紙くず ・廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く） ・廃塩化ビニル管・継手 ・廃石膏ボード ・その他の分別された廃棄物 （ガラスくず、陶磁器くず、繊維くずなど） ・混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物） ・建設発生土 など

3. コブリス・プラスの操作方法について

受注者は特記仕様書等に基づき、コブリス・プラスに登録してください。

登録に際しては、「5. 記入上の注意」を参照の上、入力してください。その他、作成方法については、（一財）建設副産物情報センターのホームページ（<https://fkplus.jacic.or.jp/>）のうち、以下を参照してください。

トップページ

〔動画〕コブリス・プラスでできること

「コブリス・プラスの使い方」タブ

公共工事の発注者の方へ

■建設副産物に関する情報の管理

（1）担当工事の建設副産物情報に関する受注者への指導

受注者から建設リサイクルガイドライン様式（計画書・実施書）が提出されたら

民間企業の方へ

■工事の受注者の方へ

（1）受注した工事の建設副産物情報の発注者への提出

・建設リサイクルガイドライン様式（計画書）を作成する方法について

・建設リサイクルガイドライン様式（計画書）を発注者に提出する方法について確認のお願いのメッセージが届いたら

・建設リサイクルガイドライン様式（実施書）を作成する方法について

・建設リサイクルガイドライン様式（実施書）を発注者に提出する方法について

コブリス・プラスの操作説明資料（「使い方」を印刷したい方はこちらからお願いします）

・ コブリス・プラスの使い方_公共工事の発注者の方へ （約61MB）

（上記PDFの「建設副産物に関する情報の管理」（1）p2～p40のみ参照）

・ コブリス・プラスの使い方_民間企業の方へ （約59MB）

（上記PDFの「工事受注者の方へ」（1）p2～（3）p16のみ参照）

コブリス・プラスの操作説明動画

■発注者向け

・ コブリス・プラスの操作に必要な基本的事項

・ 発注者による計画書データの確認

■受注者向け

・ コブリス・プラスの操作に必要な基本的事項

・ 受注者による計画データの作成・提出

※ コブリス・プラスの利用が困難な場合は、受注者が、国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm から「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）現場揭示対応版 v2.1（Excel）」をダウンロードし再生資源利用（促進）計画書（実施）を作成の上、発注者に提出してください。

※ この場合、発注者は提出された Excel の内容を確認し、誤りがある場合は修正してください。

4. 受注者の登録及び発注者の確認について

受注者の方は、工事完了後その実施状況を記録し、コブリス・プラスに登録してください。（コブリス・プラスの利用が困難な場合は上記3の※による。）

作成した記録は、控えとして工事完成後5年間自社で保存してください。内容について後日問合せをする場合があります。

受注者がコブリス・プラスに登録した際に発注者あてにメールが送信されるため、発注者は提出されたコブリス・プラスの内容を必ず確認してください。（請負金額、建設資材利用量、建設副産物発生・搬出量、搬出先情報など。）

発注者に「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）現場揭示対応版（Excel）」による提出があった場合は、工事記録内容が正しいことを確認の上、とりまとめ担当者を経由して、各々の工事のデータを取りまとめ技術管理課へメール提出してください。

なお、とりまとめ時のデータの重複提出（同一工事名があるなど）には、十分注意してく

ださい。

※ コブリス・プラスで入力した場合は Excel の提出は不要です。

登録・確認の期限：令和 8 年 4 月 30 日（木）

※ 登録・確認後に技術管理課が内容を確認した結果、修正が必要である場合は、令和 8 年 5 月 29 日（金）を最終期限とし、修正作業を依頼します。

5. 登録上の注意

①登録した内容について問い合わせる場合がありますので、控えを 5 年間保存してください。

なお、問い合わせに際しては、請負会社記入欄の調査票記入者もしくは工事責任者に問い合わせしますので、それぞれの担当者名、連絡先（電話番号、FAX 番号）を必ず記入してください。

②「法人番号」とは、国税庁所管の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して法人番号を指定し、対象の法人へ通知した後、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地とともに公表している番号を指します。以下の国税庁法人番号公表サイトにて、法人名、住所等から検索することができます（法人番号を取得していない個人事業者等は記入不要です）。

国税庁法人番号公表サイト：<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

③建設資材および建設副産物の調査対象品目の内容は、表 2～3 を参照してください。

④発生量などの数値は、発生・利用しているにも関わらず、四捨五入して「0.000」となる場合は、「0.001」と記入して下さい。

例：建設発生木材 A が「0.4」k g 発生した場合：「0.0004」トン⇒「0.001」トン

⑤請負金額や建設副産物発生量などの桁間違いに十分注意して記入して下さい。

例：請負金額 ×「12555000」円⇒ ○「1256」万円

⑥重量換算について

土砂、碎石、建設発生土以外の品目の数量単位は重量（トン）で記入してください。

体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入して下さい。

実態値がない場合には、換算表（表 5）を参考にして記入してください。

⑦建設発生土の指定利用等については箇所毎に全て選択してください（表 6 参照）

※ 神奈川県建設発生土指定受入地では、原則として以下のいずれかの選択となります。

「2. 他の工事現場（内陸）」

「3. 他の工事現場（海面）」

「6. スtockヤード（工事予定地含む）再利用の目的がある（国登録Stock

ヤード)」

「10. 採石場・砂利採取跡地等復旧事業」

⑧再生資材の供給元及び建設副産物の搬出先については、箇所毎に全ての内訳を記入してください（搬出先種類：表7参照）。

ただし、建設副産物のうち「その他の分別された廃棄物」については、搬出先種類毎（売却、再資源化施設など）に1箇所として合算して記入してください。

搬出先が不明または選択項目にない場合は、お問合せください。

※ 神奈川県県土整備局発注の公共工事では、下記のいずれかの選択となります

【コンクリート塊、建設発生木材 A、B について】

「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」

【アスファルト・コンクリート塊】

「4 中間処理施設（アスファルト合材プラント）」

⑨入力中のチェック結果及び、出力した「データ登録済み確認書」のチェック結果で確認が必要な事項に下記の項目がある場合は修正してください。

【11. レンジオーバー】

（発生箇所：工事概要）

請負金額の単位が「万円」であることを再確認し、桁間違いをしていないか確認のうえ、修正登録してください。

【20. 現場内不整合】

（発生箇所：様式1 土砂、様式2 建設発生土）

「様式1の土砂（現場内利用量）」＝「様式2の建設発生土（現場内利用量）」となるように修正登録してください。

（発生箇所：様式1 砕石、様式2 コンクリート、アスファルト・コンクリート）

「様式1の砕石（現場内利用量）」＝「様式2のコンクリート、アスファルト・コンクリート（現場内利用量）」となるように単位換算をした数値で修正登録してください。

【24. リサイクル率対象外】

（発生箇所：様式2 コンクリート、様式2 アスファルト・コンクリート、様式2 建設発生木材 AB）

神奈川県県土整備局発注の公共工事の場合は、⑧に記載のとおりとなるため修正してください。その他の工事は登録した施設でリサイクルがされていないか当該施設のホームページ等で確認をしてください。

（発生箇所：様式2 建設発生土（第一種～第四種、浚渫土））

神奈川県の指定受入地へ搬出している場合は、⑦に記載のとおりとなるため修正登録してください。

表2 建設資材利用〔調査対象品目〕

分類	小分類	具体的品目説明
土砂	山砂、山土などの新材（採取土、購入土）	土砂採取場で採取された山砂、山土で、埋め戻し、盛土等、土砂搬入工事に 使用するた めに購入された土砂
	土質改良土（土質改良プラン トから の購入土）（第1～4 種改良土）	工事等で発生した低品質の建設発生土を再利用するために、土質改良プラン トにて石灰 やセメント等を添加して含水比を低下させたり、粒度調整をした りして、ある一定基準 を満たす品質に高められた建設発生土（第1種改良土 ～第4種改良土） ただし、含水比 低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料に よる水分の土中への固定を 主目的とした改良材による土質改良を行った場合 は、改良土に分類されない。
	建設発生土（第1～4種建設 発生土、浚渫土以外の泥土）	工事等で発生した土砂のことで、建設資材として再利用が可能なもの。土質 区分につい ては、表9参照。
	浚渫土	港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの。
	建設汚泥処理土（第1～4種 処理土）	工事等で発生した建設汚泥を脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材 料として利 用できる性状としたもの（第1種建設汚泥処理土～第4種建設汚泥処理土）
	再生コンクリート砂	コンクリート塊から製造した砂
コン ク リ ー ト	コンクリート用再生骨材 H、 M、Lを用いた生コンク リー ト	コンクリート用再生骨材（H、M、L）を用いた生コンクリート
	上記以外の生コンクリー ト （新材も含む上記以外の 全 て）	「上記以外の生コンクリート」には、次のような製品がある。 上記の「コンクリート用 再生骨材（H、M、L）」以外の再生骨材を用いた 生コンクリート又は、新材骨材を用 いた生コンクリート
	コンクリート用再生骨材 H、 M、Lを用いたコンク リート 二次製品（有筋、無 筋を問わ ず）	P C板、コンクリート平板・U字溝等、有筋・無筋を問わず原材料がコンク リートで造 られた製品のうち、コンクリート用再生骨材（H、M、L）を用いたものを記入。
	上記以外のコンクリート二 次 製品（新材を含む上記以 外の 全て。有筋、無筋を問 わず）	「上記以外のコンクリート二次製品」には、次のような製品がある。 上記の「コンクリ ート用再生骨材（H、M、L）」以外の再生骨材を用いた コンクリート二次製品又は、 新材骨材を用いたコンクリート二次製品
木 材		板材、パーティクルボード、合板、集成材（ボード）、繊維板など角材、集 成材（ボー ド除く）、植生基盤材など（植栽用の樹木は除く）。
アスファルト・コンクリート		アスファルト・コンクリートには、次の品目がある。 ・粗粒度アスファルト混合物 ・密粒度アスファルト混合物 ・細粒度アスファルト混合物 ・開粒度アスファルト混合物 ・改質アスファルト混合物 ・アスファルト・モルタル ・加熱アスファルト安定処理混合物
砕 石	鉱さい	高炉スラグ、転炉スラグ、電気炉スラグ
	クラッシャーラン	岩石等を破碎した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要に応 じて補足材 料を加えて混合した路盤材料（再生クラッシャーラン）
	ぐり石、割ぐり石、自然石	玉石大に割った石。原石を破碎した石。天然のままの、加工してない石。
	その他の砕石	その他の砕石として、次の品目がある。 ・粒度調整砕石（一定範囲の粒度となるよう調 整した砕石、又は、コンクリート塊から製造 した骨材に必要に応じて補足材料を加えた ものを適当な割合で混合して粒度 調整した路盤材（再生粒度調整砕石）） ・単粒度砕石 （均一の粒度となるよう調整した砕石）

表3 建設副産物搬出〔調査対象品目〕

調査対象品目の名称 (発生時の性状で区分)			定 義
建設 廃 棄 物	がれ き類	コンクリート塊	コンクリートの破片、コンクリートブロック
		アスファルト・コンクリート塊	アスファルト・コンクリートの破片
	木く ず	建設発生木材A (柱、ボードなどの木材が廃棄物となったもの)	木材(角材、合板、パーティクルボード、集成材、繊維板等)が廃棄物となったもの ※伐木材、除根材、剪定枝、除草等は含まない。
		建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)	伐木材、除根材等 ※ただし、剪定枝、除草等は含まない
	建設汚泥		・建設工事等に係わる掘削工事に伴って排出されるもののうち、標準ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態のもの(コーン指数がおおむね 200kN/m^2 (2kgf/a) 以下または一軸圧縮強さが 50kN/m^2 (0.5kgf/a) 以下) ・廃ベントナイト泥水 ・リバース工法等に伴う廃泥水 出典:「建設廃棄物処理ガイドライン」(株ぎょうせい(1990.6.20 発行)「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(H2 厚生省衛産 37号))
	金属くず		鉄骨鉄筋くず、金属加工くず等
	紙くず		工事現場で使用した紙類、ダンボール類
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)		フィルム、発泡スチロール等の包装資材等 ※廃塩化ビニル管・継手は、廃塩化ビニル管・継手の欄に記入してください。
	廃塩化ビニル管・継手		塩化ビニル管・継手が廃棄物となったもの
	廃石膏ボード		石膏ボードが廃棄物となったもの
	その他分別された廃棄物		上記以外の廃棄物で現場分別し、排出されたもの (ガラスくず、陶磁器くず、繊維くず、廃油)
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)		上記の建設廃棄物が混合状態となったもの
建設発生土	表4 参照 第1種建設発生土 ～浚渫土 (建設汚泥を除く)		・建設工事に伴い発生する土砂や浚渫土

注1) 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌は対象外です。

注2) 一般廃棄物は対象外です。

注3) 上表の区分は、原則として発生した時点での状態で判断してください。

但し、「混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)」は、現場外へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものと見なすこととします。

注4) 分類の不明確なものについては、実際の処理に合わせて記入していただいて結構です。

表 4 土質区分

区分	細区分	コーン指数 qc kN/㎡	土質材料の工学的分類		含水比（地山）W _n （%）	実態調査上の区分
			大分類	土 質		
第 1 種建設発生土 砂、礫及びこれらに 準ずる物	第 1 種	—	礫質土	礫 {G} 砂礫 {G S}	—	第 1 種 建設 発生土
			砂質土	砂 {S} 礫質土 {S G}		
	第 1 種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—	改良土
第 2 種建設発生土 砂質土、礫質土及び これらに準ずる物	第 2 a 種	800	礫質土	細粒分まじり礫 {G F}	—	第 2 種 建設発生土
	第 2 b 種	以上	砂質土	細粒分まじり砂 {S F}	—	
	第 2 種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—	改良土
第 3 種建設発生土 通常の施工性が確保 される粘性土及び これに準ずる物	第 3 a 種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {S F}	—	第 3 種 建設発生土
	第 3 b 種		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	40%程度 以下	
			火山灰質 粘性土	火山灰質 粘性土 {V}	—	
	第 3 種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—	改良土
第 4 種建設発生土 粘性土及びこれに 準ずる物〔第 3 種建設 発生土を除く〕	第 4 a 種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {S F}	—	第 4 種 建設発生土
	第 4 b 種		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	40～ 80%程度	
			火山灰質 粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	40～ 80%程度	
	第 4 種 改良土	人工材料	改良土 {I}	—	改良土	
泥 土	泥土 a		砂質土	細粒分まじり砂 {S F}	—	泥土 （浚渫工事に伴う泥土 は浚渫土）
	泥土 b		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	80% 程度以上	
			火山灰質 粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	80% 程度以上	
	泥土 c		高有機質土	高有機質土 {P t}	—	

注）掘削方法による区分の考えは、次のとおり。

- ・排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1 ランク下の区分とする。
- ・水中掘削等による場合は、2 ランク下の区分とする。

出典：「発生土利用基準について」（平成 18 年 8 月 10 日国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号）

<重量換算について>

体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入してください。

実態値がない場合には、換算表（表５）を参考にして記入してください。

表５ 〈参考〉重量換算係数（トン／ｍ³）

品目	荷積み状態での換算値		実体積による換算値	産業廃棄物 (環境省) ※注２
	建廃ガイドライン値※注１	参考値	参考値	
建設汚泥	１．２～１．６	１．４	１．４	１．１０
コンクリート塊	(建設廃材 １．６～１．８)	１．８	２．３５（無筋）	１．４８
アスファルト-コンクリート塊		１．８	２．３５	
建設発生木材	０．４～０．７	０．５		０．５５
建設混合廃棄物			０．２４～ ０．３０ ※注３	０．２６
碎石	—	—	２．０ ※注４	—
廃プラスチック	—	—	１．１	０．３５
廃塩化ビニル管・ 継手	—	２００ ※注５ (kg/m³) (管・パイプ)		
廃石膏ボード	—	０．６５ ～０．８ ※注６		
紙くず	—	—	０．５	０．３０
アスベスト	—	—	０．９	０．３０

注１）建廃ガイドライン値：『「建設廃棄物処理ガイドライン」厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修』による値

注２）産業廃棄物（環境省）：『産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について』（環産廃発 第061227006 号）の別添２に示された換算係数。ただし、建設廃棄物に限定するものではないため、注意が必要。

注３）建設混合廃棄物は（社）建築業協会及び（社）全国産業廃棄物連合会の混合廃棄物組成分析調査結果による。

注４）盛土状態での換算値。『「道路橋示方書・同解説」（社）日本道路協会』等による値。

注５）塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。

注６）（一社）石膏ボード工業会『石膏ボードハンドブック』による値。

表６ 指定利用等の定義

区分	具体的説明
指定利用等Ａ	発注時に発注者から搬出先を指定されたもの
指定利用等Ｂ	発注時には発注者から搬出先を指定されていないが、 発注後に設計変更し発注者から搬出先を指定されたもの
自由処分	発注者から搬出先が指定されないもの

※発注時に発注者から搬出先を指定されていたが、設計変更で搬出先が変更された場合は、「指定利用等Ａ」とする。

表 7 搬出先種類の定義（１）

建設発生土の場合	
コード	具体的説明
1 売却	・ 搬出工事の請負会社が建設発生土を売却してその代価を得た場合
2 他の工事現場（内陸）	・ 内陸の建設発生土を必要とする工事（公共、民間は問わない）への搬出（売却は除く） 例：埋め戻し、盛土、路盤材、池沼の埋立、宅地造成、土地改良等
3 他の工事現場（海面）	・ 海面埋立工事、海岸・海浜事業等
4 土質改良プラント 5 土質改良プラント	・ 土質改良プラントへの搬出（再利用される工事予定の有無にかかわらず） ※ 国登録ストックヤードについては、表 7（２）参照
6 スtockヤード（工事予定地を 7 含む） （再利用の目的がある場合）	・ 工事計画及び事業計画等（農地の嵩上げ、宅地造成、災害用の備蓄も含む）がある予定地（仮置場）へ搬出した場合建設発生土の一時保管場所（仮置場）、積換施設への搬出で、再利用の目的がある場合 ※ 国登録ストックヤードについては、表 7（２）参照
10 採石場・砂利採取跡地等復旧事業	・ 砕石や砂利を採取した窪地等の跡地を復旧（埋め戻し）するために搬出した場合
11 廃棄物最終処分場 （覆土としての受入）	・ 廃棄物処理法で規定された最終処分場の覆土として搬出した場合
12 廃棄物最終処分場 （覆土以外の受入）	・ 廃棄物処理法で規定された最終処分場（覆土以外）へ搬出した場合
13 土捨て場・残土処分場	・ 公共、民間を問わず建設発生土受入地（土捨て場・残土処分場）へ搬出した場合

表 7 搬出先種類の定義（２）

区分	具体的説明
国登録ストックヤード	資源有効利用促進法省令の改正により、令和 5 年 5 月より登録スタートした「ストックヤード運営事業者登録制度」に登録したストックヤード
国登録ストックヤード以外	上記の「ストックヤード運営事業者登録制度」に登録していないストックヤード

登録の有無は、国土交通省のホームページの（３）登録状況等を参照ください。

※ https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html

又は「国土交通省 スtockヤード運営事業者」で検索してください

表 7 搬出先種類の定義（３）

建設廃棄物の場合	
コード	定義
1 売却	搬出工事の請負会社が建設廃棄物（発生時点）を売却してその代価を得た場合（有価物）
2 他の工事現場	廃棄物処理法に規定された「再生利用指定制度」（個別指定制度、一般指定制度、大臣認定）を活用して、建設廃棄物を必要とする工事（公共、民間は問わない）へ搬出（売却は除く）

3 広域認定制度による 処理	廃棄物処理法に規定された「広域認定制度」を活用して、当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者が適正な処理を行った場合		
4 中間処理施設 (アスファルト合材プラント)	アスファルト・コンクリート塊を破碎処理し、再生アスファルト合材用骨材として利用している合材プラント		
5 中間処理施設 (合材プラント以外の再資源化施設)	建設廃棄物の破碎、脱水等の再生・再資源化処理をする中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。		
	建設廃棄物の種類	施設の種類	主な再生材
	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊（がれき類）	建設廃材処理施設 (アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破碎施設)	再生砕石
	建設発生木材（木くず）	チップ化施設、選別施設処理施設	木材チップ
	建設汚泥	汚泥処理施設 (汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等)	流動化処理土 改良建設汚泥
	廃プラスチック	廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、熔融固化等）	ペレット、再生油、固形燃料
	廃塩化ビニル管・継手	廃塩化ビニル管・継手処理施設	塩化ビニル管
	廃塩化ビニル管・継手	廃塩化ビニル管・継手処理施設	塩化ビニル管
	廃石膏ボード	廃石膏ボード処理施設	石膏ボード
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	選別施設	土砂、コンクリート塊、木くず、廃プラ等の単品
6 中間処理施設 (サーマルリサイクル)	建設廃棄物を熱源として利用し熱回収（サーマルリカバリー）する中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。		
	建設発生木材 (木くず)	燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場	
7 中間処理施設 (単純焼却)	建設発生木材（木くず）又は建設混合廃棄物で、再生利用（熱回収を含む）を行わず、単純焼却、減容化のみ行う中間処理施設への搬出で、以下のもの		
	建設発生木材 (木くず)	チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設	
	建設混合廃棄物	選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設	
8 廃棄物最終処分場 (海面処分場)	(廃棄物処理法で規定された) 海面型最終処分場（安定型、管理型、遮蔽型）への搬出		
9 廃棄物最終処分場 (内陸処分場)	(廃棄物処理法で規定された) 内陸型最終処分場（安定型、管理型、遮蔽型）への搬出		